

美浜発電所 3号機  
高浜発電所1,2,3,4号機  
大飯発電所 3,4号機

電線管の火災防護（系統分離）対策に係る  
設計及び工事計画（変更）認可申請ならびに  
保安規定変更認可申請の概要について

関西電力株式会社

2023年3月

# I. 今回の設計及び工事計画（変更）認可申請、保安規定変更認可申請について

## 【申請理由】

今回の設計及び工事計画（変更）認可（以下「設工認」という。）申請ならびに保安規定変更認可申請（以下「保安規定申請」という。）は、2022年8月17日の原子力規制委員会において、美浜3号機火災防護（3年）検査で確認されたZOI\*内電線管の系統分離対策の不備が重要度「緑」、深刻度「SLIV（通知なし）」と確定し、また、2023年3月16日のNRA面談において、ZOI外電線管もZOI内と同様、設工認と現場を整合させる必要があると認識したため、対策工事を早期に完了させるため、T12は再稼働工認の変更認可申請、T12以外は個別の設工認申請を行うとともに、保安規定に運用上必要な事項を追加するため、同時に申請したものである。

※：ZOI（Zone of Influence）とは、火災源による火炎高さ等により影響を与える範囲をいう。

## 【設工認申請の内容】

美浜3号機	電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画認可申請	2023年3月31日申請
高浜1,2号機	電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画変更認可申請	2023年3月31日申請
高浜3,4号機	電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画認可申請	2023年3月31日申請
大飯3,4号機	電線管の火災防護（系統分離）対策に係る設計及び工事計画認可申請	2023年3月31日申請

申請書類		記載内容
本文	火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格、工事の方法、工事工程、品質マネジメントシステム	電線管を考慮した系統分離設計の追加に係る基本設計方針等の変更内容を記載している。また、本設工認申請における工事の方法他について記載している。
添付資料	1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書	本設工認申請の基本設計方針と設置許可申請書の整合性について記載している。
	2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	火災防護対象機器等の追加、電線管の系統分離設計の具体的な内容を記載している。
	3 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	設計及び工事に係る品質管理の方法等について記載している。

## 【保安規定申請の内容】

美浜発電所	原子炉施設保安規定変更認可申請	2023年3月31日申請
高浜発電所	原子炉施設保安規定変更認可申請	2023年3月31日申請
大飯発電所	原子炉施設保安規定変更認可申請	2023年3月31日申請

火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に、火災の影響軽減のための可燃物の持込み管理についての教育訓練を追加

## Ⅱ. 今回の設工認申請、保安規定申請に係る全体工程

### 【審査スケジュールと工事工程】

	2022年度	2023年度		2024年度		2025年度		
	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
審査	設工認申請（美浜3号機、高浜1,2,3,4号機、大飯3,4号機：3/31申請） 保安規定申請（美浜、高浜、大飯：3/31申請） 申請 ▼ <b>優先的な審査・早期の認可を希望</b>							
工事工程	高浜1号機	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各プラントの対策物量（参考1参照）を考慮し、工事及び検査を実施。</li> <li>・今後、可能な限り工事期間の短縮に努める。</li> </ul> </div>						
	高浜2号機							
	美浜3号機							
	高浜3号機							
	高浜4号機							
	大飯3号機							
大飯4号機								

### Ⅲ. 本設工認申請の概要（1 / 4）

#### 1. 火災防護対象機器等の追加

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

新規規制基準施行後の設置変更許可審査時に中央制御室と現地で「同一機能を有するものが複数ある」とし、再稼働工認の添付資料「火災防護に関する説明書」において一部の現地制御盤を火災防護対象機器から除外していたが、2021年度美浜3号機火災防護（3年）検査等で中央制御室と現地の操作機能が単一の火災により同時に機能喪失する可能性があるとして指摘があったことを踏まえ、当該の**現地制御盤を火災防護対象機器に追加**する。

なお、火災防護対象機器への現地制御盤の追加については、工認添付資料のみの変更該当するため、社内QMSに基づき記載を適正済であるが、今回の設工認申請に併せて、適正化内容を火災防護対策機器等の一覧表に反映する。

設工認本文は変更なし。添付資料「火災防護に関する説明書」に火災防護対象機器を追加する。

表1：本設工認申請によって追加する火災防護対象機器（高浜1号機の例）

系統名	火災区域・区画	設備名称	機器番号	系統名	火災区域・区画	設備名称	機器番号
補助給水系統	[Redacted]	A-電動補助給水ポンプ盤	1E12CC-MDAFWP-A	原子炉補機 冷却水系統	[Redacted]	A-1次系冷却水ポンプ現地盤	1E12CC-P0340
		B-電動補助給水ポンプ盤	1E12CC-MDAFWP-B			B-1次系冷却水ポンプ現地盤	1E12CC-P0341
		A-タービン動補助給水ポンプ起動盤	1E12CC-LCS-42			C-1次系冷却水ポンプ現地盤	1E12CC-P0342
		B-タービン動補助給水ポンプ起動盤	1E12CC-LCS-42-1			D-1次系冷却水ポンプ現地盤	1E12CC-P0343
化学体積 制御系統		A-ほう酸ポンプ現地盤	1E12CC-P0319	原子炉補機 冷却海水系統	[Redacted]	A-海水ポンプ盤	1E12CC-P0182
		B-ほう酸ポンプ現地盤	1E12CC-P0320			B-海水ポンプ盤	1E12CC-P0183
		C-ほう酸ポンプ現地盤	1E12CC-P0321			C-海水ポンプ盤	1E12CC-P0184
		A充てん/高圧注入ポンプ操作盤	1E12CC-P0050			D-海水ポンプ盤	1E12CC-P0185
		B充てん/高圧注入ポンプ操作盤	1E12CC-P0052	計器用空気系統	[Redacted]	A計器用空気圧縮機盤	1E12CC-IAP-1A
		C1充てん/高圧注入ポンプ操作盤	1E12CC-P0054			B計器用空気圧縮機盤	1E12CC-IAP-1B
		C2充てん/高圧注入ポンプ操作盤	1E12CC-P0055			非常用電源系統	[Redacted]
A-余熱除去ポンプ現地盤		1E12CC-P0348	B-ディーゼル発電機制御盤	1E12CC-B-DGP2			
余熱除去系統		B-余熱除去ポンプ現地盤	1E12CC-P0349				

### Ⅲ. 本設工認申請の概要（2 / 4）

#### 2. 電線管を考慮した系統分離設計の追加

電線管の系統分離対策を実施するにあたり、火災防護審査基準2.3.1(2) a.～c.のいずれかの方法に加え、それらと同等の設計として、隔壁等の設置と運用面の措置を組み合わせた、

**「水平距離6mの範囲における隔壁等の設置 + 可燃物持込み禁止、火災の早期感知・早期消火の措置」**

による方法も選択できるように、基本設計方針に以下の系統分離設計を追加する。

- ・火災防護対象ケーブルを不燃材である電線管に収納する場合は、**電線管に外部からの酸素供給防止を目的とした難燃性の耐熱シール材を処置することにより、電線管内部で火災が発生した場合でも自己消火する設計**とする。
- ・**互いに相違する系列のいずれか一方を水平距離6m の範囲内にある固定火災源と3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、同範囲内に仮置きするものを含めて可燃物を持ち込まないように維持管理**する。また、**固定火災源に火災感知設備及び自動消火設備を設置する等、火災の早期感知及び早期消火に必要な措置を講じる**ことによって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。
- ・**可燃物の仮置き等に係る運用並びに火災の早期感知及び早期消火に係る運用については、保安規定に定めて管理**する。

#### 火災防護審査基準（抜粋）

##### 2.3 火災の影響軽減

##### 2.3.1 (2)

原子炉の高温停止及び低温停止に係る安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その相互の系統分離及びこれらに関連する非安全系のケーブルとの系統分離を行うために、火災区画内又は隣接火災区画間の延焼を防止する設計であること。

具体的には、火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

- 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離されていること。
- 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間の水平距離が6m以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。この場合、水平距離間には仮置きするものを含め可燃性物質が存在しないこと。
- 互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルについて、互いの系列間が1 時間の耐火能力を有する隔壁等で分離されており、かつ、火災感知設備及び自動消火設備が当該火災区画に設置されていること。

### Ⅲ. 本設工認申請の概要（3 / 4）

#### ➤ 基本設計方針における電線管を考慮した系統分離設計の記載追加内容

既工認の基本設計方針（変更前）	本設工認の基本設計方針（変更後）
<p>第2章</p> <p>1.(3)a.(a)火災防護対象機器等の系統分離対策</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁</p> <p>火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p>	<p>第2章</p> <p>1.(3)a.(a)火災防護対象機器等の系統分離対策</p> <p>イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁</p> <p>火災防護対象機器等は、火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備</p> <p>火災防護対象機器等は、想定される火災に対して1時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験により1時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p><b>ハ. 水平距離6mの範囲において講じる上記イ又はロと同等の措置</b></p> <p><b>火災防護対象機器等は、互いに相違する系列のいずれか一方を水平距離6mの範囲内にある固定火災源と3時間以上又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、同範囲内に仮置きするものを含めて可燃物を持ち込まないように維持管理する。また、固定火災源に火災感知設備及び自動消火設備を設置する等、火災の早期感知及び早期消火に必要な措置を講じることによって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。可燃物の仮置き等に係る運用並びに火災の早期感知及び早期消火に係る運用については、保安規定に定めて管理する。</b></p> <p><b>火災防護対象ケーブルを不燃材である電線管に収納する場合は、電線管に外部からの酸素供給防止を目的とした難燃性の耐熱シール材を処置することにより、電線管内部で火災が発生した場合でも自己消火する設計とする。</b></p>

基本設計方針の  
記載追加箇所



### Ⅲ. 本設工認申請の概要（4 / 4）

#### ➤ 火災防護に関する説明書における電線管を考慮した系統分離設計の記載追加内容

- イ. 電線管に外部からの酸素供給防止を目的とした難燃性の耐熱シール材を処置することにより、**電線管内部で火災が発生した場合でも自己消火する設計**とする。
- ロ. 互いに相違する系列の電線管のうち、同一火災区画内で発泡性耐火被覆を施工するケーブルトレイと同じ系列の電線管を防護するため、**水平距離6mの範囲内にある固定火災源として油内包機器及び電気盤を3時間以上又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離し、1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離する場合には、固定火災源に火災感知設備及び自動消火設備を設置する等、火災の早期感知及び早期消火に必要な措置を講じる設計**とする。
- ハ. 互いに相違する系列の電線管のうち、同一火災区画内で発泡性耐火被覆を施工するケーブルトレイと同じ系列の電線管を防護するため、**水平距離6mの範囲内にある固定火災源として異なる系列のケーブルトレイを鉄製の蓋等の隔壁で分離し、火災感知設備及び自動消火設備を設置する等、火災の早期感知及び早期消火に必要な措置を講じる設計**とする。
- 電線管の系統分離対策イメージ → 9 10
- ニ. 上記ロ及びハにおいて防護対象とする系列の電線管から**水平距離6mの範囲内は、仮置きするものを含めて可燃物を持ち込まないように維持管理する設計**とする。
- ホ. **可燃性物質の仮置き等に係る運用並びに火災の早期感知及び早期消火に係る運用については火災防護計画に定め、管理**する。
- 保安規定申請の概要 → 12 13

上記において火災源として考慮する電気盤は、電線管に火災影響を及ぼす可能性がある440V以上の電気回路を有する電気盤とし、火災荷重が低い照明器具等の設備、掲示物及び一時的に持ち込まれる手順書や記録用紙又は工具類や足場材等に使用されているゴム、プラスチック等の素材については火災源の対象外とする。

## IV. 本設工認の設置許可との整合性について

- **設置許可の基本設計方針（本文）**では、**火災防護審査基準2.3.1(2) a.～c. に基づく系統分離設計**の他、**中央制御盤及び原子炉格納容器内において同等以上の系統分離設計を適用することを記載**している。
- **本設工認による電線管を考慮した系統分離設計の追加は、設置許可に記載している中央制御盤及び原子炉格納容器以外に火災防護審査基準と同等の設計の適用対象を追加するもの**であるが、**設置許可は基本設計段階、設工認は詳細設計段階の設計方針**であり、今回の適用対象の追加は、設置許可における設計方針（火災防護審査基準どおりの設計又はそれと同等の設計を適用）に沿った設計進捗の反映に当たるため、許可整合の観点で問題はないと考えている。
- 以上より、**本設工認の申請内容は、設置許可と整合している**といえる。

設置許可の基本設計方針（本文）	本設工認の基本設計方針の記載
<p>火災の影響軽減については、安全機能を有する構築物、系統及び機器の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災区画の火災及び隣接する火災区域又は火災区画における火災による影響を軽減するため、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル（以下「火災防護対象機器等」という。）は、3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離する設計、又は水平距離が6m 以上あり、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計、又は1 時間の耐火能力を有する隔壁等で互いの系列間を分離し、かつ、火災感知設備及び自動消火設備を設置する設計とする。系統分離を行うために設置する消火設備は、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ただし、<u>火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、中央制御盤内の火災防護対象機器等</u>に関しては、<u>1 時間の耐火能力を有する隔壁等による分離、火災感知器の設置、常駐する運転員による消火活動により、上記設計と同等又はそれを上回る設計とする。</u>また、<u>原子炉格納容器内の火災防護対象機器等</u>に関しては、<u>一部ケーブルトレイへの蓋等の設置、火災感知器の設置、消火要員による早期の手動消火活動、多重性を有する原子炉格納容器スプレ設備の手動操作により、上記設計と同等又はそれを上回る設計とする。</u></p>	<p>火災防護審査基準2.3.1(2)a～c に基づく系統分離設計</p> <p>電線管を考慮した火災防護審査基準と同等の系統分離設計</p> <p>中央制御盤及び原子炉格納容器内における火災防護審査基準と同等の系統分離設計</p>



## V. 本設工認申請における審査対象条文の整理

### ➤ 電線管の系統分離対策に係る審査対象条文

技術基準規則	理由
第11条 火災による損傷の防止	設計基準対象施設である火災防護設備のうち火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策について、火災の影響軽減ができる設計であることを確認する必要があるため、設計及び工事の内容（本申請内等）に関連し、本条文は審査対象条文である。
第14条 安全設備	火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策に関連する安全設備が、本対策により必要な機能を損なわないことを確認する必要があるため、設計及び工事の内容（本申請内等）に関連し、本条文は審査対象条文とする。
第15条 設計基準対象施設の機能	火災防護対象ケーブルを収納する電線管の系統分離対策に関連する設計基準対象施設が、本対策により必要な機能を損なわないことを確認する必要があるため、設計及び工事の内容（本申請内等）に関連し、本条文は審査対象条文とする。

第4条（設計基準対象施設の地盤）

第5条（地震による損傷の防止）

第6条（津波による損傷の防止）

第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）

第8条（立ち入りの防止）

第9条（発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

第10条（急傾斜地の崩壊の防止）

第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）

第13条（安全避難通路等）

については、関係条文となるが、本設工認が既工事計画の適合性確認結果に影響を与えるものではない。

## ➤ 電線管の系統分離対策イメージ (平面図)

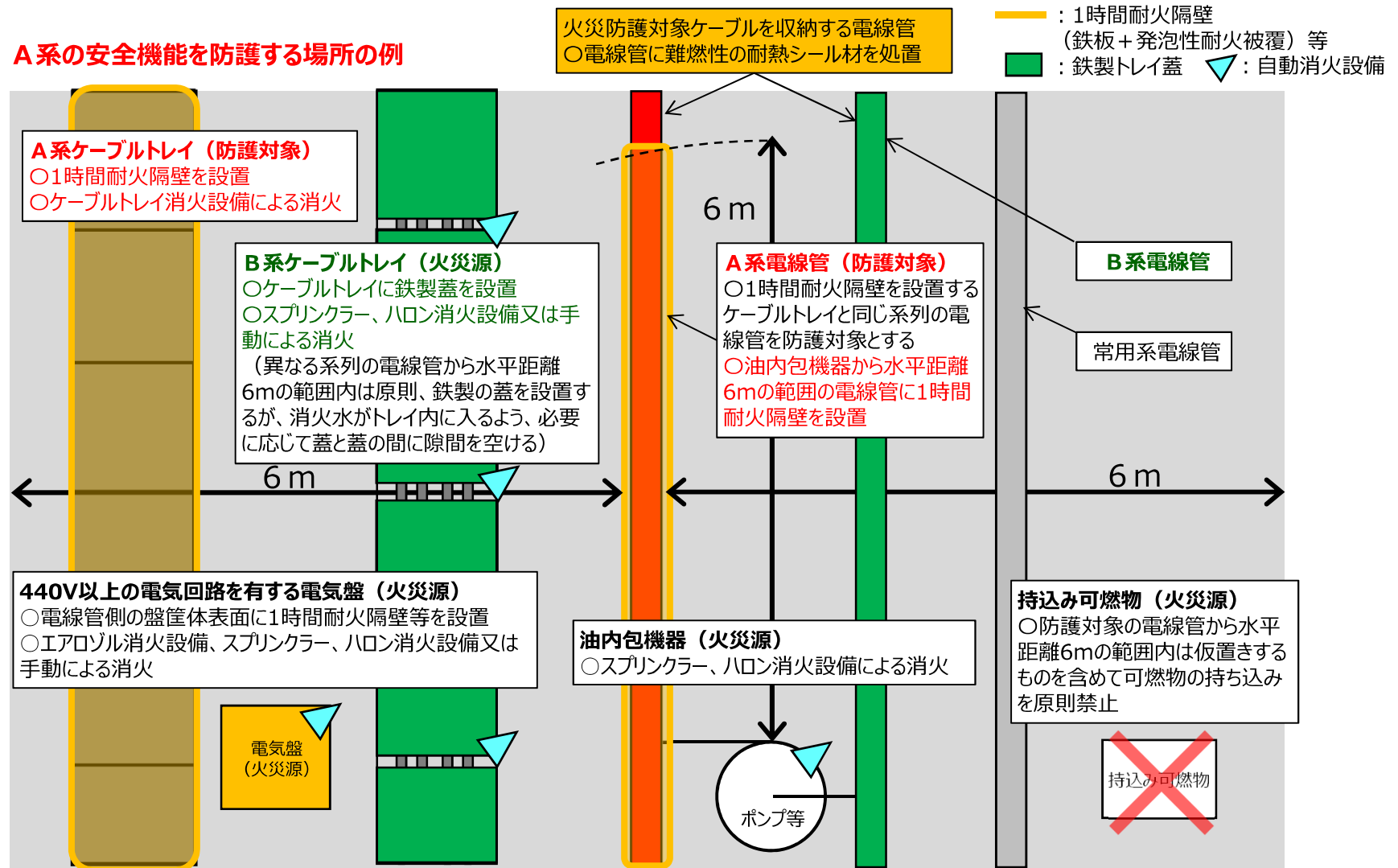


図1 : 水平距離6mの範囲における電線管の系統分離対策イメージ (平面図)



## ➤ 本設工認で追加する系統分離設計が火災防護審査基準と同等水準の設計であることの評価

互いに相違する系列 (A系とB系) の電線管が敷設されている火災区画に対して、火災防護審査基準2.3.1(2)a.~c.の設計を適用する場合と今回追加する設計を適用する場合の対策内容を比較した図を以下に示す。

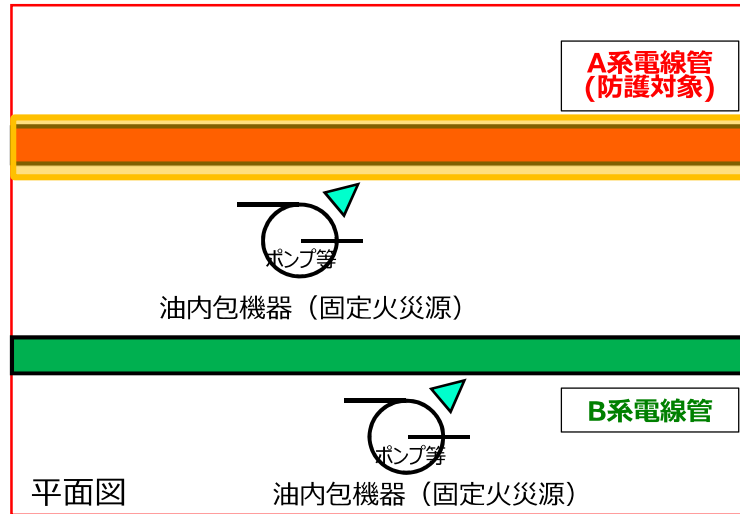


図3 : a.又はc.の設計を適用する火災区画の対策

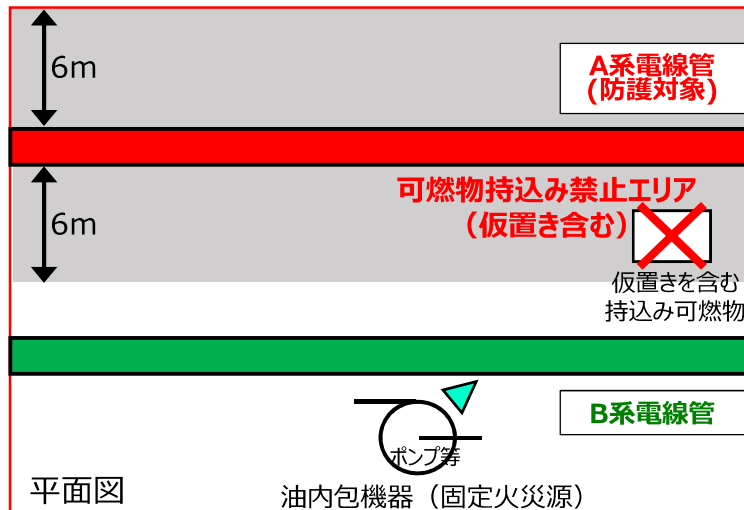


図4 : b.の設計を適用する火災区画の対策

【凡例】

- : 火災区画
- : A系電線管
- : B系電線管
- : 3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等
- ▶ : 自動消火設備 (3時間耐火隔壁等で分離する場合を除く)

組合せ

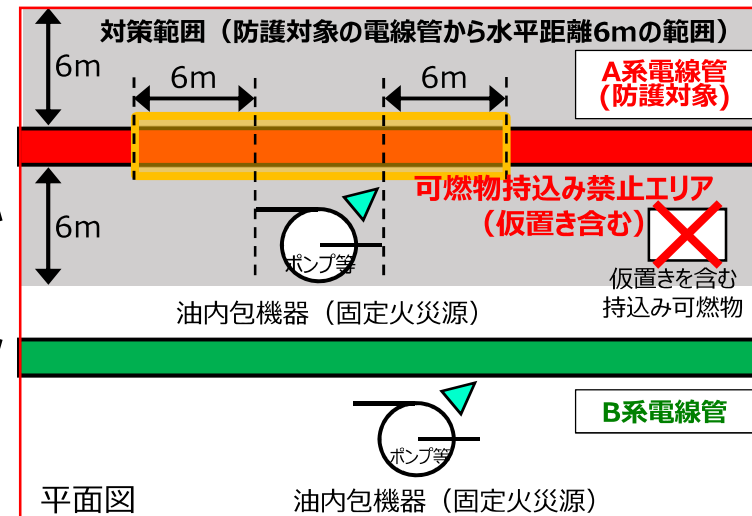


図5 : 今回追加する設計を適用する火災区画の対策

今回追加する設計は、火災防護審査基準2.3.1(2)a.又はc.の隔壁等による分離設計の考え方とb.の距離による分離設計の考え方を組み合わせて系統分離を行うものであるといえるため、火災防護審査基準と同等水準の設計であると評価する。

## Ⅶ. 保安規定申請の概要（1 / 2）

### ➤ 電線管の系統分離を考慮した可燃物持込み管理方法の見直し

防護対象の電線管から水平距離6mの範囲内に可燃物を持ち込まない運用とするため、**現行保安規定の赤色下線部に**基づき、**火災防護計画及び社内標準における可燃物持込み管理に関する記載内容を見直す。**

（保安規定は変更なし）

（高浜発電所の例）

（火災発生時の体制の整備）

第 18 条 保全計画課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画※<sup>2</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。

- (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置※<sup>3</sup>
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理

2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。

～ 中略 ～

※<sup>1</sup>：消防機関への通報、消火または延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。

※<sup>2</sup>：計画とは、火災防護計画を示す。

※<sup>3</sup>：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

添付 2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）

1 火災

1. 5 手順書の整備

(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。

～ 中略 ～

s. 火災予防活動（可燃物管理）

(a) 保全計画課長は、原子炉施設の安全機能を有する構築物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。

## Ⅶ. 保安規定申請の概要（2 / 2）

### ➤ 可燃物の持込み管理についての教育訓練の追加

防護対象の電線管から水平距離6mの範囲内に可燃物を持ち込まない運用を徹底するため、**保安規定に以下に示す赤字部分の可燃物の持込み管理についての教育訓練を追加する。**具体的な内容は、火災防護計画及び社内標準に定める。

（高浜発電所の例）

添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準）

#### 1 火災

##### 1. 3 教育訓練の実施

放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。

##### (1) 火災防護教育

- a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。
  - (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練
  - (b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物の持込み管理についての教育訓練**
  - (c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練  
～ 中略 ～
  - (d) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練

##### 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の1第3項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

### ➤ 火災の早期感知及び早期消火に係る運用

現行の保安規定及び下部規定（火災防護計画等）に基づき火災の感知、消火活動を実施する。

**（保安規定は変更なし）**



# 參考資料

## (参考 1) 系統分離が必要な電線管の対策物量と対策期間

ユニット	対策物量	対策期間
美浜 3 号機	約2.4km	2 定検程度
高浜 1 号機	約2.2km	再稼動まで
高浜 2 号機	約2.3km	再稼動まで
高浜 3 号機	約1.4km	2 定検程度
高浜 4 号機	約1.4km	2 定検程度
大飯 3 号機	約0.2km	1 定検程度
大飯 4 号機	約0.3km	1 定検程度

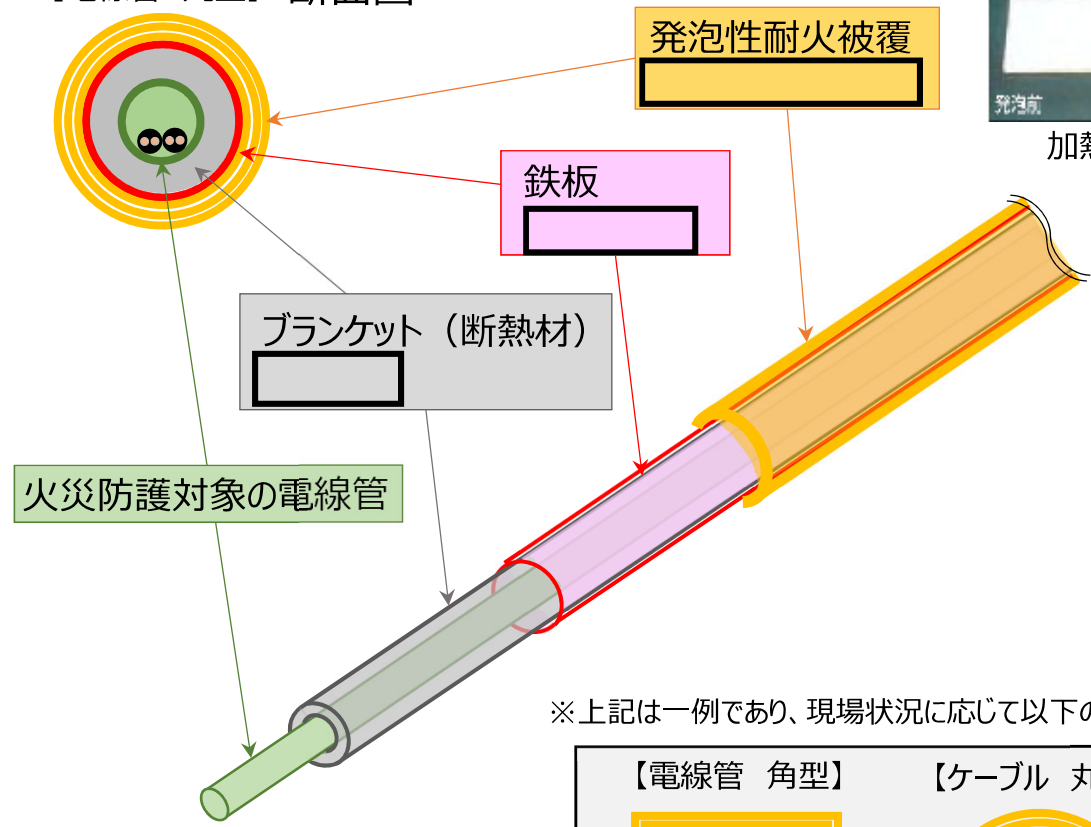
# (参考2) 耐火隔壁等の施工方法について (1 / 2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## ➤ 電線管に設置する1時間の耐火能力を有する隔壁の施工方法

1時間耐火隔壁に使用する発砲性耐火被覆

【電線管 丸型】 断面図

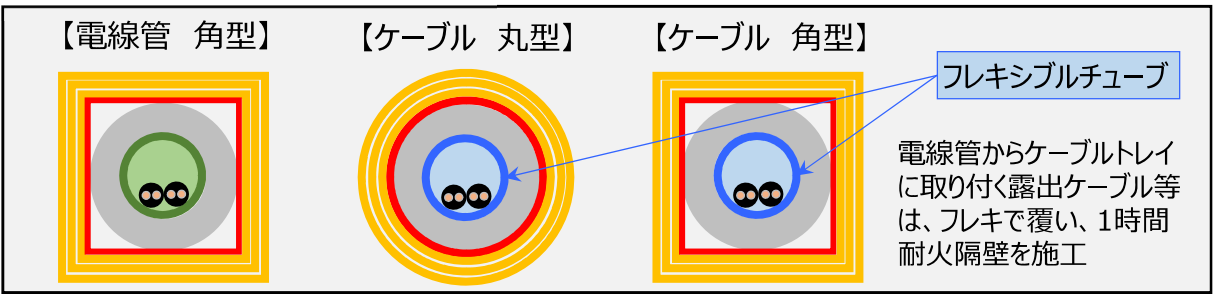


加熱前 200~250℃で発泡し 断熱層を形成 発泡完了



現場の施工写真

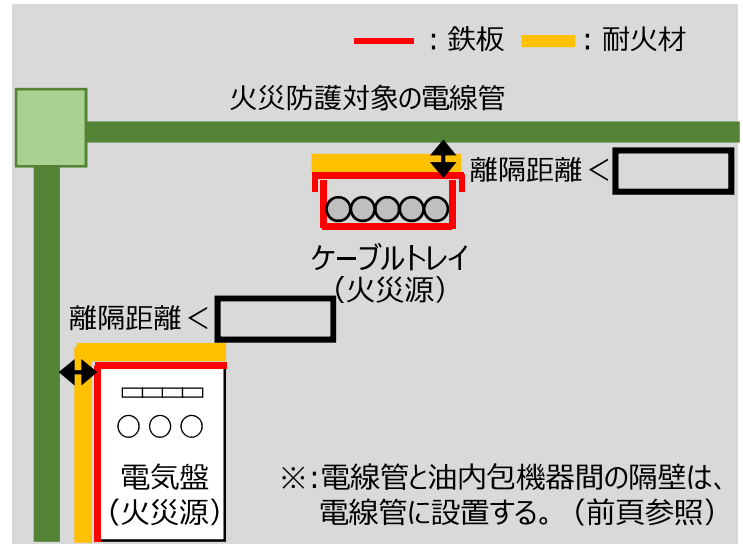
※上記は一例であり、現場状況に応じて以下の施工方法も適用する。(火災耐久試験にて耐火能力確認済)



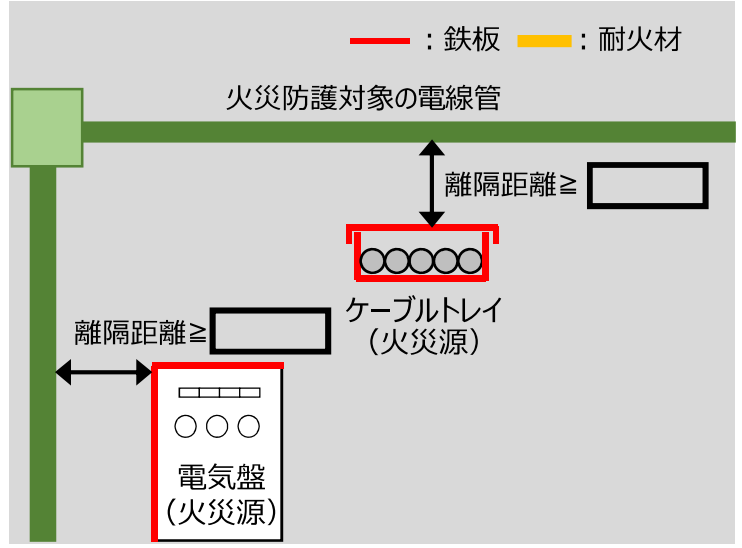
# (参考3) 耐火隔壁等の施工方法について (2 / 2)

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

## ➤ 固定火災源に設置する3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等の施工方法



鉄板 + 耐火材 + 分離距離による1時間耐火隔壁等の施工例



鉄板 + 耐火材による1時間耐火隔壁等の施工例

### 耐火隔壁等の施工パターン (火災耐久試験にて耐火能力確認済)



# (参考4) 火災区画内全体の系統分離対策イメージ

➤ 電線管の系統分離対策は、基本設計方針に記載している以下のロ.とハ.の対策を火災区画単位で使い分けて実施する。

イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁

凡例 □ : 火災区画    ■ : 対策範囲

ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備

— : 1時間耐火隔壁等    ■ : 鉄板トレイ蓋

ハ. 水平距離6mの範囲において講じる上記イ又はロと同等の措置 ←本設工認により追加

▽ : 自動消火設備

